

# 平成28年第4回宇治田原町議会定例会

## 目 次

### ○第1日（平成28年12月7日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸報告	4
日程第4 議案第53号 宇治田原町自治功労者の表彰について	6
日程第5 議案第67号 宇治田原町公平委員会委員の選任について	7
日程第6 議案第68号 宇治田原町教育委員会委員の任命について	8
日程第7 議案第59号 宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例を 制定するについて	8
日程第8 議案第62号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定する について	8
日程第9 議案第63号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 を制定するについて	8
日程第10 議案第64号 土地の取得についての議決の一部変更について	8
日程第11 議案第65号 土地の取得についての議決の一部変更について	8
日程第12 議案第66号 京都地方税機構規約の変更について	8
日程第13 議案第54号 平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）	11
日程第14 議案第55号 平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業 勘定）補正予算（第3号）	11
日程第15 議案第56号 平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算 （第2号）	11
日程第16 議案第57号 平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正 予算（第1号）	11
日程第17 議案第58号 平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1 号）	11
日程第18 議案第60号 宇治田原町職員の給与に関する条例及び特別職の職員 で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条 例を制定するについて	11

日程第19	議案第61号	宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……	11
日程第20	補正予算特別委員会の設置について……		15
日程第21	請願第1号	建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願……	16
日程第22	請願第2号	高校生通学バス代の全額補助を求める請願……	16

平成28年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年12月7日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案第53号 宇治田原町自治功労者の表彰について
- 日程第5 議案第67号 宇治田原町公平委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第68号 宇治田原町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第59号 宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定  
するについて
- 日程第8 議案第62号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するにつ  
いて
- 日程第9 議案第63号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制  
定するについて
- 日程第10 議案第64号 土地の取得についての議決の一部変更について
- 日程第11 議案第65号 土地の取得についての議決の一部変更について
- 日程第12 議案第66号 京都地方税機構規約の変更について
- 日程第13 議案第54号 平成28年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第55号 平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)  
補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第56号 平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2  
号)
- 日程第16 議案第57号 平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第17 議案第58号 平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第60号 宇治田原町職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常  
勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定  
するについて
- 日程第19 議案第61号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第20 補正予算特別委員会の設置について

日程第21 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう  
国に働きかける意見書の提出を求める請願

日程第22 請願第2号 高校生通学バス代の全額補助を求める請願

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	谷口重和	議員
	2番	松本健治	議員
	3番	垣内秋弘	議員
	4番	馬場哉	議員
	5番	浅田晃弘	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	山本精	議員
	8番	藤本英樹	議員
	9番	山内実貴子	議員
	10番	今西久美子	議員
	11番	谷口整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	田中雅和	君
教育	長	増田千秋	君
総務部	長	久野村観光	君
健康福祉部	長	光嶋隆	君
建設事業部	長	野田泰生	君
教育部	長	黒川剛	君

総務課長	清水 清 君
企画財政課長	奥谷 明 君
税住民課長	長谷川 みどり 君
介護医療課長	青山 公紀 君
健康児童課長	立原 信子 君
建設環境課長	垣内 清文 君
プロジェクト推進課長	山下 仁司 君
産業観光課長	木原 浩一 君
上下水道課長	下岡 浩喜 君
会計管理者兼会計課長	馬場 浩 君
社会教育課長	岩井 直子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山 和弘 君
庶務係長	岡崎 貴子 君

---

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田中 修） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、谷口重和君と11番、谷口整君を指名いたします。

以上の両名に差し支えのある場合には、次の順序の議員にお願いをいたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（田中 修） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月20日までの14日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって会期は本日から12月20日までの14日間と決定しました。

会期中の予定については、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（田中 修） 次に、日程第3、諸報告を行います。

議長において受理いたしました要望書3件につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

これで諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

12月議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、暦の上でも本日、大雪を迎えたところであり、いよいよ本格的な冬の到来となってまいりました。

議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げますとともに、平素から宇治田原町政推進に何かとご理解、ご尽力を賜っておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、本年最終となります平成28年第4回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の各位におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、ご参集をいただきまして、ここに開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

今議会は先般の町議会の改選後初の定例会となるもので、議員各位におかれましてはもちろんのこと、私ども行政といたしましても、さらなる町政の進展に向けまして、決意を新たにしておるところでございます。

こうした中、先月には、全国の町村長が一堂に集結し、一億総活躍社会実現に向けた地方創生の推進、地方分権改革の推進、まち・ひと・しごと創生事業費の拡充と歳出特別枠を堅持した地方交付税等の一般財源総額の確保など10項目について決議し、国会議員や政府関係筋に対して実行運動を行っておりますが、どうか町議会におかれましても、地方六団体として連携を強めていただきたく、今後ともご理解とご尽力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、新聞報道等で既にご承知のこととは存じますが、12月4日に開催されました全国学校給食甲子園において、本町の特産品であるお茶や古老柿、野菜等を使用した町制施行60周年記念給食が、全国2,004施設の中で、はえある準優勝に輝きました。この準優勝の栄冠には、本町食生活改善推進員協議会のメンバーさんをはじめとする地域住民の方々のご協力があったからこそと、深く感謝申し上げます。今後とも本町の未来を担う子どもたちのために、食育を含めた宇治田原らしい、おいしい給食の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、本町では12月5日からふるさと納税をされた方に感謝の気持ちを表し、まちの魅力や地元産業をさらに知ってもらうため、ふるさと特産品を充実し、お礼の品として贈呈する取り組みを開始しました。ふるさと特産品には、町内20事業者から55品目の特産品が集まり、この中には宇治田原町の特産であるお茶のほか、スイーツや実際に本町に来て特別な体験をしてもらう体験プランなどもあり、制度を通して宇治田原のいいところを全国に発信し、知名度の向上を図っていきたくと考えているところでございます。

今議会にご提案申し上げます議案は、表彰関係1件、予算関係5件、条例関係5件、一般議案3件、人事案件2件、合計16件であります。

それぞれの議案の内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎議案第53号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第4、議案第53号、宇治田原町自治功労者の表彰についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第53号についてご説明申し上げます。

議案第53号、宇治田原町自治功労者の表彰につきましては、垣内秋弘氏が、平成16年11月15日から平成28年11月14日までの12年間の長きにわたり、宇治田原町議会議員の職をお務めいただいたことから、宇治田原町自治功労者表彰条例第2条第3号の規定により、宇治田原町自治功労者として表彰申し上げたく、同条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより本案の採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。

（「除斥しなくていいのか」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） それでは、この場に本人がいらっしゃいますので、垣内秋弘議員は



この場で退場を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時46分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの不手際に対し、おわびを申し上げます。

採決の後、垣内秋弘君の退場を求めたことに対しまして、発言を取り消しするとともにおわびを申し上げます。

本来ですと、地方自治法第117条の規定によって、本人に直接関係のある事件については、その議事に参与することができないこととなっており、垣内秋弘君の退場を求めるべきところ、除斥することなく採決にまで至ってしまいましたが、議決内容には問題ないものと判断し、このまま議事を進行いたします。

今後におきまして、除斥対象の事件につきましては、地方自治法第117条の規定によって、本人の退場を求めることといたします。

---

#### ◎議案第67号上程、説明

○議長（田中 修） 日程第5、議案第67号、宇治田原町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第67号につきましてご説明申し上げます。

議案第67号、宇治田原町公平委員会委員の選任につきましては、現公平委員会委員であります藤永弥氏並びに谷川利明氏の任期が、本年12月21日をもって満了となりますことから、谷川利明氏を再任、藤永弥氏の後任として奥村博己氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

谷川氏におかれましては、平成12年12月から現在に至るまで本町公平委員会委員としてご尽力をいただいております、人格高潔であり、人事行政に関し識見も高く、公平委員会委員として最適任者でありますことから、再任をさせていただきたいと考えております。

また、奥村氏におかれましても、久御山町職員として長い経験を有され、人事行政に関しても見識も高く、人格も高潔であり、公平委員会委員として最適任者でありますことから、選任をさせていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となりました議案第67号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第68号上程、説明

○議長（田中 修） 日程第6、議案第68号、宇治田原町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第68号につきましてご説明申し上げます。

議案第68号、宇治田原町教育委員会委員の任命につきましては、現教育委員会委員の西川真由美氏が平成28年12月20日をもって任期が満了となりますことから、その後任として杉野三千代氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

杉野氏におかれましては、町立保育所保護者会会長、宇治田原小学校学校評議委員として活躍され、青少年の健全育成に尽力いただいております。保護者としての教育に対する識見も高く、人格が高潔であり、保護者枠の教育委員会委員として最適任者でありますことから、選任をさせていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となりました議案第68号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決しました。

---

#### ◎議案第59号、議案第62号～議案第66号の一括上程、説明、質疑

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第7から日程第12まで、議案第

59号及び議案第62号から議案第66号までの6議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第59号及び議案第62号から議案第66号までの6議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第59号、宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定するにつきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う農業委員会制度の見直しに対応するため、本条例を制定するものでございます。

改正内容は、農業委員の定数基準が変更となり、農地利用最適化推進委員が新設されるため、本町における農業委員及び農地利用最適化推進委員の各定数を定めるものでございます。

次に、議案第62号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令等が、平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、改正法等にあわせて本条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、町民税におきまして、法人税割の税率が引き下げられたことに伴う規定の整備、軽自動車税におきましては、環境性能割の創設に伴う従前の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備に加え、平成28年度に規定いたしましたグリーン化特例の適用期限を1年延長するものでございます。固定資産税におきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準特例につきましては、わがまち特例を導入した上で延長するほか、新築住宅等に係る税額の減額措置を延長するものでございます。

次に、議案第63号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成28年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正され、施行日が平成29年1月1日となったことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

改正の内容は、個人住民税で課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

次に、議案第64号及び議案第65号につきまして申し上げます。

土地の取得についての議決の一部変更につきましては、いずれの議案も都市計画道路

宇治田原山手線の道路用地取得に係りますものでございまして、相互に関係いたしますことから、あわせて提案説明をさせていただきます。

議案第64号につきましては、平成27年12月議会でご可決いただいた内容を、また、議案第65号につきましては、平成28年6月議会でご可決いただきました内容を、それぞれ変更させていただくものでございます。

内容につきましては、以前の各議案でご可決いただいた取得予定地の一部を、それぞれの間で組みかえて用地取得することといたしましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第66号、京都地方税機構規約の変更につきましては、平成29年度から京都地方税機構が処理する事務に、新たに自動車取得税、自動車税及び軽自動車税に係る申告書等の受け付け等の事務を追加するため、その規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第59号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第59号に対する質疑を終わります。

議案第62号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第62号に対する質疑を終わります。

議案第63号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第63号に対する質疑を終わります。

議案第64号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第64号に対する質疑を終わります。

議案第65号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第65号に対する質疑を終わります。

議案第66号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第66号に対する質疑を終わります。

以上で、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第59号、議案第62号及び議案第64号から議案第66号までの5議案を総務建設常任委員会に、議案第63号を文教厚生常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、6議案につきましては総務建設常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託することに決定いたします。

---

#### ◎議案第54号～議案第58号、議案第60号、議案第61号の一括上

##### 程、説明、質疑

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第13から日程第19まで、議案第54号から議案第58号まで及び議案第60号並びに議案第61号の7議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第54号から議案第58号及び議案第60号並びに議案第61号の7議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第54号、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正をはじめ、新庁舎建設や宇治田原山手線整備に伴う事業費を追加するほか、国の補正予算に関連した臨時福祉給付金事業費や地籍調査事業費などを補正するものであり、補正額は2億2,957万4,000円の追加となり、補正後の予算総額を46億7,575万6,000円とするものでございます。

まず、第1表歳入歳出予算補正の歳入について、主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金では、臨時福祉給付金経済対策分給付事業費等補助金2,834万8,000円を追加するとともに、防災・安全交付金261万1,000円を減額し、合計で2,573万7,000円を追加しております。

府支出金では、民生委員・児童委員活動費補助金5万9,000円、国土調査費補助

金1,978万9,000円、合計で1,984万8,000円を追加しております。

寄附金では、ふるさと応援寄附金10万円を追加しております。

繰越金では、前年度繰越金4,508万9,000円を追加しております。

町債では、庁舎建設事業債7,870万円、道路橋梁改良舗装事業債6,010万円を追加し、合計で1億3,880万円を追加しております。

次に、歳出について、主なものをご説明申し上げます。

総務費では、人件費の減額補正をはじめ、新庁舎建設の基本設計及び実施設計に要する経費として、新庁舎建設事業費1億500万円、ふるさと納税への返礼品として町の特産品を送付するとともに、ふるさと納税民間ポータルサイトを活用したPRに要する経費として、ふるさと納税推進事業費41万3,000円を追加するなど、合計で8,938万7,000円を追加しております。

民生費では、臨時福祉給付金経済対策分事業費2,834万8,000円、介護保険特別会計繰出金378万5,000円、保育所敷地内に一時保育施設を整備するための実施設計に要する経費として、一時保育施設等整備事業費300万円などを追加するとともに、国民健康保険特別会計繰出金237万円などを減額し、合計で4,230万2,000円を追加しております。

農林水産業費では、国の補助金を活用し、地籍調査事業費2,738万円を追加するなど、合計で2,507万円を追加しております。

商工費では、末山・くつわ池自然公園管理運営事業費227万8,000円を追加するとともに、職員人件費の減額により、575万9,000円を減額しております。

土木費では、宇治田原山手線の国道307号以北整備に係る工事委託費として、宇治田原山手線整備事業費5,576万円を追加するなど、合計で5,810万1,000円を追加しております。

次に、第2表繰越明許費の新庁舎建設事業費につきましては、新庁舎建設の基本設計及び実施設計業務について、年度内の業務完了が困難でありますことから、所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

地籍調査事業費及び宇治田原山手線整備事業費につきまして、本年度内の事業完了が困難であることから、所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正につきましては、宇治田原山手線整備事業の平成31年度までの債務負担の限度額を追加するものでございます。

次に、第4表地方債補正につきましては、道路橋梁改良舗装事業債について、防災・

安全交付金の交付決定に伴う財源更正により、起債対象額が増額したため、既定の限度額を増額するとともに、新庁舎建設事業債について新たな限度額を定めるものでございます。

続きまして、議案第55号、平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、交付金及び納付金等の確定により所要額を補正するもので、補正額は309万8,000円の減額となり、補正後の予算総額を14億7,272万6,000円とするものでございます。

歳入では、前期高齢者交付金34万7,000円を追加し、国庫支出金107万5,000円、繰入金237万円を減額し、歳出では、前期高齢者納付金1,000円を追加、総務費237万円、後期高齢者支援金47万7,000円、介護納付金25万2,000円を減額しています。

続きまして、議案第56号、平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定におきまして、人事異動等に伴う人件費の補正及び介護保険制度の改正に伴う介護保険システムの改修を行うものであり、補正額は496万5,000円の増額となり、補正後の予算総額を7億4,820万2,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金118万円、繰入金378万5,000円を増額し、歳出では、総務費219万9,000円、地域支援事業費276万6,000円をそれぞれ増額しています。

続きまして、議案第57号、平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を行うものであり、補正額は871万3,000円を減額し、補正後の予算総額を6億2,184万5,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金871万3,000円を減額し、歳出では、総務費871万3,000円を減額しています。

続きまして、議案第58号、平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、修繕費等に関する事業費を補正するものでございます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で48万4,000円を追加し、補正後の予算総額を3億882万8,000円に、水道事業費用で500万

4, 000円を追加し、補正後の予算総額を2億9, 212万1, 000円とするものでございます。

水道事業収益では、営業外収益で消費税還付金48万4, 000円を追加し、水道事業費用では、営業費用で配水及び給水費670万9, 000円を追加するとともに、総係費170万5, 000円を減額しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出で建設改良費の事務費81万5, 000円を減額し、補正後の予算総額を2億6, 259万円とするものでございます。

議案第60号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成28年8月8日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、平成28年11月24日に公布され、同日から施行されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、給料表について平均0.2%の引き上げ、扶養手当の改定及び勤勉手当の支給月数を現行の4.20月から4.30月に改め、町長、副町長及び教育長の期末手当を現行の3.15月から3.25月に改めるものでございます。

次に、議案第61号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成28年8月8日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成28年11月24日に公布され、同日から施行されたことに伴い、それに準じて、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、議員の期末手当を現行の3.15月から3.25月に改めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第54号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第54号に対する質疑を終わります。



議案第55号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第55号に対する質疑を終わります。

議案第56号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第56号に対する質疑を終わります。

議案第57号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第57号に対する質疑を終わります。

議案第58号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第58号に対する質疑を終わります。

議案第60号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第60号に対する質疑を終わります。

議案第61号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第61号に対する質疑を終わります。

以上で、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号から議案第58号まで及び議案第60号並びに議案第61号の7議案につきましては、補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって7議案につきましては、補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

---

#### ◎補正予算特別委員会の設置について

○議長(田中 修) 日程第20、補正予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、

委員12名を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、議員12名を補正予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時23分

○議長(田中 修) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に補正予算特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の選任が行われましたので、その結果を発表いたします。

補正予算特別委員会委員長に9番、山内実貴子君、副委員長に4番、馬場哉君と決定されましたので、ご報告申し上げます。

---

#### ◎請願第1号の委員会付託

○議長(田中 修) 日程第21、請願第1号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願につきましては、会議規則第92条により、総務建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎請願第2号の委員会付託

○議長(田中 修) 日程第22、請願第2号、高校生通学バス代の全額補助を求める請願につきましては、会議規則第92条により、文教厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

次回は12月12日午前10時より会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日付託いたしました議案につきましては、それぞれの所管の委員会において十分な審査をお願いいたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 谷 口 重 和

署 名 議 員 谷 口 整